

Keyword；排出事業者責任、排出事業者責任自己評価表、 廃棄物処理計画・管理  
多量排出事業者 感染性廃棄物、

## 感染と感染性廃棄物のABC 第108回 排出事業者責任とは何か？ 24

### Ⅲ. 排出事業者責任の実際 3 排出事業者責任遂行の具体的 25 項目 処理計画・管理

前回、第107回では、新たな章 Ⅲ. 排出事業者責任の実際 として、排出事業者責任遂行の A. 大項目 7 項：廃棄物処理法規定項目とそれ以外の項目（第107回 表2 p 5）を示し、これを具体的に25項目に分けた C. 小項目 具体的 25 項目（表3 p7）について、1項目目から説明を開始しました。これは、A. の7 項を細分したものです。

他に、排出事業者責任の遂行を、その手順に沿って、B. 中項目 フローチャート 16 項 初期事項・継続事項別（図1 p6 図表は前回）も参考までに挙げました。25項目を説明していきますが、枠内には、A. 7 項 B. 中項目との関係も分かるように示してあります。今回は、廃棄物の処理計画・管理をリスクマネジメントの観点からも、処理計画・管理体制を解説します。

#### 企業・医療機関の処理計画・管理に関する事項

7項目の2番目を取り出し、A. B. C.を同時に見たものが、下記 枠内です。

2. C2-1. 診療所であっても適切な処理計画を立てているか？（☆ 多量排出者；産業廃棄物 1,000 t～、特管 50 t～ は、計画・報告とも義務）  
⇒ フローチャート ④ 処理計画・管理

3. C2-2. 明確な管理体制・役割分担表を作成しているか？

⇒ 2. C2-1. 処理計画・管理に関する事項です。

2. C2-1. 診療所であっても適切な処理計画を立てているか？

（☆ 多量排出者；産業廃棄物 1,000 t～、特管 50 t～ は、計画・報告とも義務）  
⇒ ④ 処理計画・管理

#### 1. 大量排出事業者の処理計画の提出（☆ 法令規定事項）

排出事業者責任遂行の手順からみると、始めの段階は、具体的といってもイメージが湧きにくいものが多いです。☆印が付いていますが、これは条件付き法令規定事項です。その条件とは、企業、医療機関の前年1年間〔例えば、2018（平成30）年4月1日～2019（平成31）年の3月31日〕の廃棄物の排出量が、産業廃棄物なら1,000トン以上、または特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）なら、50トン以上の場合には、多量排出事業者該当することになります。多量排出事業者は、次の年度〔2019（平成31）年4月1日～6月30日〕に、規定された事項に従った処理計画を立てて、都道府県知事、または政令市に提出しなければなりません。そして、この処理計画に対して、1年後には、この報告を、都道府県知事、または政令市に提出しなければなりません。

この場合の提出期間は、〔2020（平成32）年4月1日～6月30日〕です。

## 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に関する規定

処理計画・管理に関しては、多量排出事業者、すなわち産業廃棄物であれば、前年1年間に1,000トン以上の排出があった、あるいは、感染性廃棄物など特別管理産業廃棄物であれば、同様に前年1年間に50トン以上の排出があった、企業、または医療機関がこれに該当します。これは、法令規定事項です。(産業廃棄物 法第12条、第9項、10項、11項、並びに特別管理産業廃棄物 第12条の2 第10項、11項、12項)

以下は、産業廃棄物の多量排出事業者と同様の内容の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者について、その法律、環境省令(施行規則)の関係とその見方を兼ねて、条文を参考までに挙げました。

### 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に関わる法令条文

(産業廃棄物の多量排出事業者については、法第12条 第9項、10項、11項 及び 環境省令 第8条の4の5、の6、の7 規則様式第2号の8です。)

#### 法律；廃棄物処理法

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

**法第12条の2** 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(注 略/以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

**10** その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

**11** 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

**12** 都道府県知事は、第10項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

#### 環境省令(施行規則・施行細則)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

**第8条の17の2** 法第12条の2 第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項[下記に別掲しました。]を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

(実施の状況の報告)

**第8条の17の3** 法第12条の2 第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

**第8条の17の4** 法第12条の2 第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

多くの企業、診療所など医療機関については、多量排出事業者ほどの排出量はないので、前述のルール、および下記の廃棄物処理計画は、一見不要と思えます。確かに規定上は、その通りですが、排出事業者責任の2番目の項目にあるように、**2. C2-1.**

診療所であっても適切な処理計画を立てているか？ということが、初期の段階では特に重要です。2. C2-1. 処理計画・管理 では、規定を参考にし、企業、医療機関の夫々の規模と特性に応じた廃棄物処理計画と管理体制を策定する必要があります。

### 産業廃棄物処理計画（多量排出事業者）

#### （多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

**第8条の4の5** 法第12条第9項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の8による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 計画期間
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 5 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 6 産業廃棄物の分別に関する事項
- 7 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 8 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 9 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 10 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

### 特別管理産業廃棄物処理計画（多量排出事業者）

#### （多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

**第8条の17の2** 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 計画期間
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 4 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 5 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 6 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 7 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 8 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 9 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 10 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

詳細は、環境省より下記マニュアルが公開されておりますので参考にしてください。

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画 及び産業廃棄物処理計画実施状況報告 策定マニュアル（第2版） 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/no110323008\\_an.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110323008_an.pdf)

マニュアルには、計画書の様式等も掲載されております。

## 産業廃棄物、感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理計画・管理体制の1例

前述の特別管理産業廃棄物の処理計画は、多量排出事業者の法令規定に従った項目を挙げており、これに従って計画を立てて、1年後に報告をするというものです。

以下に、これらの規定を基本として、実際的な、廃棄物の分別等まで参考に挙げました。自治体で異なる部分、医療機関で異なる部分もあります。注釈等ご確認ください。

感染性廃棄物の廃棄物の分別			
分別の基準	注射針・鋭利なもの	血液他液状・泥状のもの	固形状のもの
廃棄物の種類・考え方	注射針・注射針と一体で切断しない場合・メス等の鋭利なもの。分別しない場合は、鋭利なものとして扱う。表示も鋭利なもの。	血液（パックを含む）・その他体液・検査廃液など感染性液状物、臓器・器官、病理組織・病原体を含む検体等 泥状物として。（人工血液は、血液と区別が付けにくい場合は血液扱い）	血液付着のパック類・チューブ類など。感染性無しが明らかでないプラ類は産業廃棄物。ガーゼ・包帯など。決して注射針等は投入しない。（※注射針など鋭利物の混入は厳禁）
梱包	ポリ箱、安全芯は、段ボールで可	ポリ容器他（クロロホルムなどポリ容器を使用できないものもあるので注意）	段ボール/鋭利なもの・液状物・泥状物は禁止。詰過ぎない 上記を徹底し、ポリ箱使用を減らす。液状等の混在ならポリ箱
表示	黄色・ハザードマーク 	赤色・ハザードマーク 	橙色、茶色・ハザードマーク 
施設内滅菌処理	一部、病原菌使用の検査器具、検体等は、院内にて高圧蒸気滅菌を実施している。しかしその後の扱いは、感染性廃棄物として排出している。		
中間処理	感染性廃棄物は、焼却処理、その後処理灰は、熔融処理。産業廃棄物は、熔融処理。（廃棄物発電、マテリアルリサイクル実施） 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の中間処理は、必ずしも焼却、熔融ではないので注意する。産業廃棄物は、廃プラ、バイアル、アンプル等各品目別に収集。水銀使用製品は、そのまま単体で排出。⇒産業廃棄物/また、特に検査室からは、検査試薬、有機溶剤その他の特別管理産業廃棄物に該当するものが、排出される。特別管理産業廃棄物は、原則単体で排出。購入時に廃棄の際の分別を色別などしておく。決して感染性廃棄物に混入することがないように配慮をする。		

注1) 特に強調したいことは、① 感染性廃棄物の分別等については、感染性廃棄物の分別等で改めて触れますが、ここでは参考例として、いくつかの方策を挙げました。

小規模、例えば診療所などでは、感染性廃棄物は、鋭利なもの、液状物、固形状のものを分別することなく、一括して処理が可能です。それには、針を通さない堅牢な、また液が漏れないポリ容器などに入れれば、焼却、あるいは熔融など同じ方法で処理する

なら安全です。ここでは、針刺し事故に注意することとキシレン、ベンゼンなど特別管理産業廃棄物を混在させないことです。

注2) もし混在させる場合のバイオハザードマークは、危険度の最も高い黄色ハザードマークで代表することに今回のマニュアル改訂で替わりました。

注3) 感染性廃棄物の分別に伴う梱包との関係では、例えば、ポリ袋に注射針の投入などが散見されており、これにより処理業者社員の針刺し事故が起きています。また固形状の段ボールに液漏れの可能性のある感染性廃棄物を投入の例が多々見られます。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（以下、マニュアルと呼びます。<https://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>）では、従来から固形状のものに対してのみ、二重にしたポリ袋が認められています。そして去る2017（平成29）年3月の改訂では、固形状のものについては、注射針などの鋭利なものの禁止を再度徹底する旨が挙げられております。

医療においては、健康増進、疾患の治療などを通してCSR（社会貢献）向上に寄与しております。廃棄物の処理計画、管理体制においても同様で、リスクマネジメントが必要なポイントになります。少しでもCSRが下がることは未然に防止すべきです。

感染性廃棄物以外の廃棄物の分別			
分別の基準	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	事業系一般廃棄物
廃棄物の種類	廃プラ・廃ガラス（アンプル他）・水銀血圧計等/紙おむつ（感染性無し）	検査試薬・有機溶剤・キシレン・強酸/強アルカリ・特管廃油・抗がん剤/※アルコール・クロロホルム（トリクロロメタン）	機密性無し書類・雑誌（主に紙類）/※医薬品の包装・給食の残飯・紙おむつ（感染性無し）
梱包	ポリ箱、段ボール他	ポリ容器他（クロロホルムなどポリ容器を使用できないものもあるので注意）	段ボール他
表示・注意	水銀使用製品は他に入れない。	容器に特管と内容物表記/他と混在禁止	リサイクル可能なものはリサイクル優先
施設内滅菌処理	一部、病原菌使用の検査器具、検体等は、院内にて高圧蒸気滅菌を実施している。しかしその後の扱いは、感染性廃棄物として排出している。		
中間処理	原則、中間処理方法が異なるものの混在は危険であり、禁止である。		

特に感染性廃棄物への感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の混入が危険度の高い分別が挙げられています。各施設に合った処理計画と管理体制の実施をお願いします。

「感染性廃棄物」の処理について - 環境省マニュアルの対応第97回、第99回で詳しく解説していますが、マニュアルでは、「第4章 医療関係機関等の施設内における

「**感染性廃棄物の処理**」の**4.1 分別**では、冒頭に「感染性廃棄物は、発生時点において他の廃棄物と分別して排出する。」と掲げられています。そしてその直後には、「1. 医療関係機関等から発生する廃棄物は、次のように区分できる (1) 感染性廃棄物〔医療行為等に伴って生ずる感染性廃棄物〕 (2) 非感染性廃棄物〔医療行為に伴って生ずる廃棄物の内、感染性廃棄物以外の廃棄物〕 (3) 上記以外の廃棄物 (紙くず、厨芥等)

2. 感染性廃棄物は、病原菌の拡散の点からも、発生時点で他の廃棄物と分別する。ただし、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の扱いをする場合には、この限りではない。⇒ 大変矛盾した内容です。感染性廃棄物とその他の廃棄物は発生時点で、分別するとしながら、その直後で、**感染性廃棄物と同じ扱いをするなら、分別しないでも良い、すなわち一緒にして良い**ということです。本来、感染性廃棄物と同時に発生するものは、全て感染性廃棄物です。もし感染性廃棄物以外の廃棄物が、同時に発生すると考えるなら、検査の試薬、病理検査に用いる有機溶剤、抗がん剤、水銀血圧計など産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の類が発生することになります。

この点の指摘に対して、環境省は、今回の改訂で、根本的な修正までは至りませんでした。4.1 分別に「**7. 排出事業者は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故防止のために、引火性、爆発性のある廃棄物、医療行為等に伴う放射性物質を含む廃棄物、混合による化学変化や単体でも危険性を有する物質、水銀等の有害物質を含む廃棄物が、感染性廃棄物容器内に混入しないように分別を徹底しなければならない。**」と注意を促す1項を追加しました。

10年前からこの指摘をしてきましたが、なかなか変えようとしませんでした。今回の環境省の適切な内容ある改訂といえ、高く評価されます。感染性廃棄物に感染性廃棄物ではない危険な特別管理産業廃棄物等の混入がなくなることを期待できると思います。

また同様に、**マニュアルp8 (p5 サイト) の表**も問題がありました。感染性廃棄物が新たに設けられる以前、医療の廃棄物は、産業廃棄物として扱われていました、1989 (平成元) 年前の医療廃棄物ガイドラインでは、医療廃棄物は、産業廃棄物として扱われていました。現在のマニュアルの前身であった「**医療廃棄物ガイドライン**」の表がそのまま、「医療関係機関等から排出される主な廃棄物」の産業廃棄物として分類されている表として現在のマニュアルにそのまま掲載されておりました。(マニュアル p8)。

注射針、廃血液、血液検査廃液などが産業廃棄物として載っています。これは医療廃棄物ガイドラインを入手して、これが、そのまま現マニュアルに掲載されていることを再確認しました。

本来、改正前は、医療廃棄物は、産業廃棄物の中であったものが、平成3年の感染性廃棄物の新設で、産業廃棄物から替わったにもかかわらず、現マニュアルでは、そのまま産業廃棄物となっていました。これが先と同様まかり通っていました。環境省はこれについても、再三の申し入れにも耳を貸さなかったのですが、「第2回基礎から分かるアダモス医療廃棄物適正処理セミナー」の席上で、先のマニュアルの分別の矛盾とともに、この表の過ちも強調しました。

平成30年3月改訂では、表はそのままですが、先と同じ下記の1項を追加しました。

『**※上表は産業廃棄物と一般廃棄物の区分の表であり、感染性廃棄物の該否については、「1. 4 感染性廃棄物の判断基準」により判断すること。**』

10年前からこれらの指摘をしてきましたが、中々変えようとしませんでした。今回の環境省の適切な内容ある改訂といえ、高く評価されます。感染性廃棄物に感染性廃棄物ではない危険な特別管理産業廃棄物等の混入がなくなることも期待できると思います。

## 2. 管理体制 — 委託処理他のリスクマネジメント

企業、医療機関等のリスクマネジメントは、針刺し事故などの直接的身体への侵襲などの事故ばかりではありません。特に医療機関は、医療事故という大きなリスクマネジメントの課題があります。しかし高が廃棄物と侮ってはいけません。針刺し事故は、廃棄物の処理業者は無論のこと、医療機関従事者が日常で最も危険に曝されています。一方、余り注意を向けていませんが、廃棄物の委託処理は、無許可業者への委託などは、委託基準違反で懲役5年以下、若しくは罰金1,000万円以下となっています。このような些細に見える廃棄物処理法の規定など処理計画・管理体制の一環で確認が重要です。

現在の廃棄物処理法によれば、委託処理の契約は、二者の原則によって、排出事業者である企業、医療機関の収集・運搬、中間処理の委託先が異なれば、それぞれの会社と企業、医療機関は、別々に契約をしなければなりません。下記の表では、収集・運搬、中間処理など例示として、1社になっていますが、実際は感染性廃棄物、その他の特別管理産業廃棄物、産業廃棄物などの廃棄物の種類によって、委託会社が異なる場合がありますので、複数の委託先になります。

委託の際には、必ず、許可証の写しによって、その許可の内容を、事業の範囲など詳細の確認には、十分注意してください。また許可は、通常5年で更新されます。環境省の認定優良処理業者で7年です。排出事業者は、許可の更新にも注意してください。

そして、契約は、文書によって行い、その契約書に許可証の写しを添えて、契約終了の日から5年間の保存が規定されています。

これら契約については、本シリーズのこの後の委託基準で詳細を解説予定です。

委 託 処 理 等			
院内清掃	業者名	〇〇〇〇会社	
資源回収	業者名	〇〇〇〇会社	廃棄物再生事業者 許可番号 (〇〇〇〇号) 期限 年月
収集・運搬	業者名	〇〇〇〇会社	許可番号 排出地 (〇〇〇号) 処理地 (〇〇〇〇号) 年月
中間処理	業者名	〇〇〇〇会社	中間処理方法 (〇〇) 許可番号 (〇〇〇〇号) 設置場所 (〇〇県〇〇市〇〇) 年月
最終処分	業者名	〇〇〇〇会社	許可番号 (〇〇〇〇号) 年月

### 廃棄物の緊急時連絡体制（廃棄物緊急時ネットワーク）

企業、医療機関の業務における廃棄物の位置付けは、優先順位の低い場合が多いです。しかし労働災害調査、労働災害動向調査などでも、廃棄物に関する事故は最も多いです。その原因のほとんどは、排出事業者である企業、医療機関などの排出する廃棄物

の性状、その他の注意事項などを記載して、中間処理業者に伝えるWDSの正確な記載が要求されてきます。それは、感染性廃棄物より、どちらかといえば、感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の類の方が性状的にも種々あり、中間処理方法も異なっています。排出時の正確な性状等の情報提供が要求されてきます。このように軽視されがちな廃棄物処理においても、いざという時の体制づくりは重要です。下記は、そのための廃棄物の緊急時連絡体制（緊急時ネットワーク）例です。

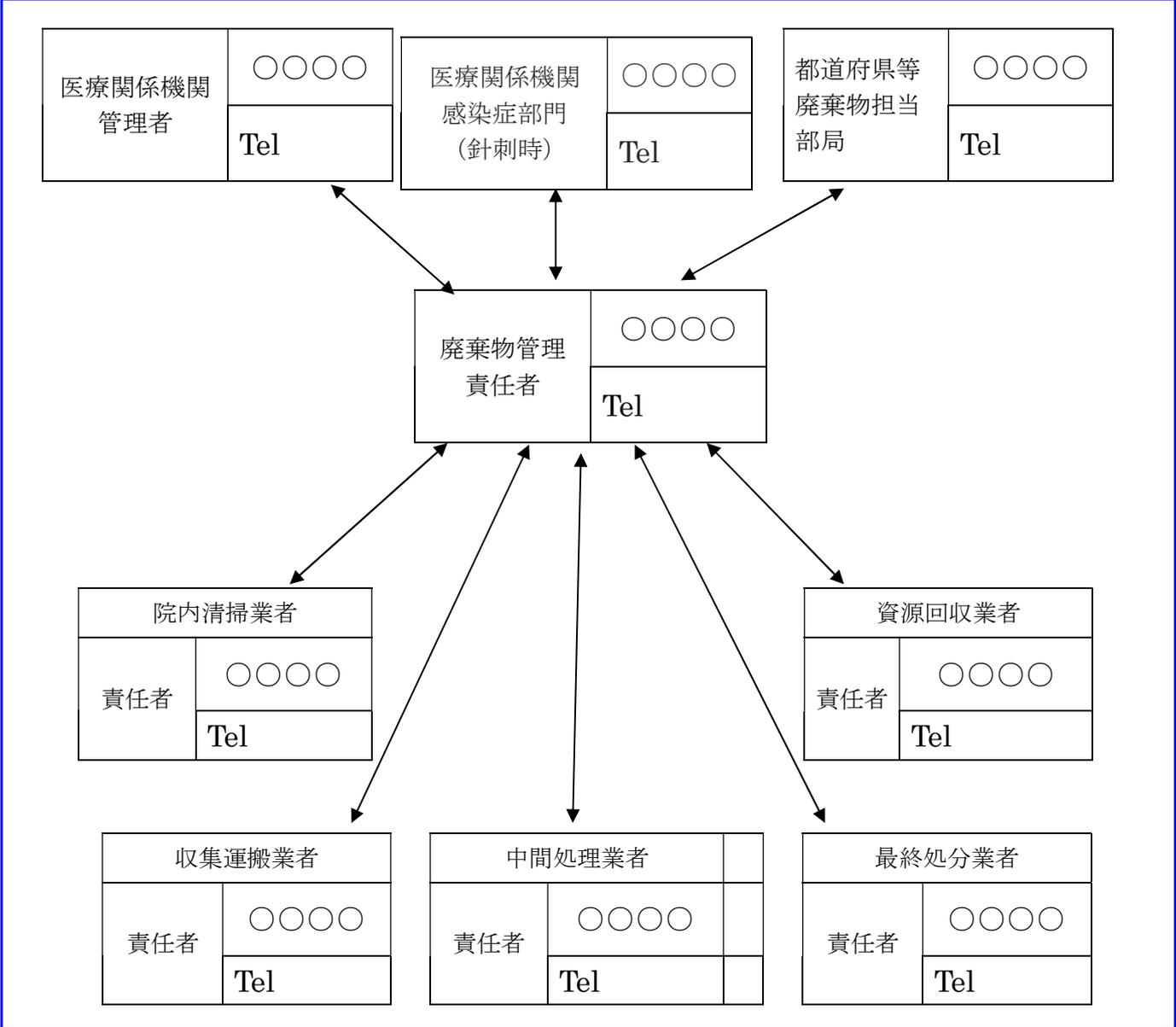


図 廃棄物の緊急時連絡体制（廃棄物緊急時ネットワーク）

針刺し事故等について、平常時からマニュアルを用意した対応体制ができている場合は、まだまだ少ないのが現状です。

リスクマネジメントの立場からは、マニュアルを作成し、B型肝炎ワクチンの処理業者への接種を始め、平常時の感染防止委員会などとの関連を持った、感染性廃棄物の適正処理の検討委員会、日常の各部門での責任者の任命などの体制と針刺し事故が発生した場合の緊急時対応の取り決めなどを徹底して担当を置くことが望ましいといえます。

転ばぬ先の杖で、平素のうちに緊急時を含めた関係者ネットワーク作りが重要です。

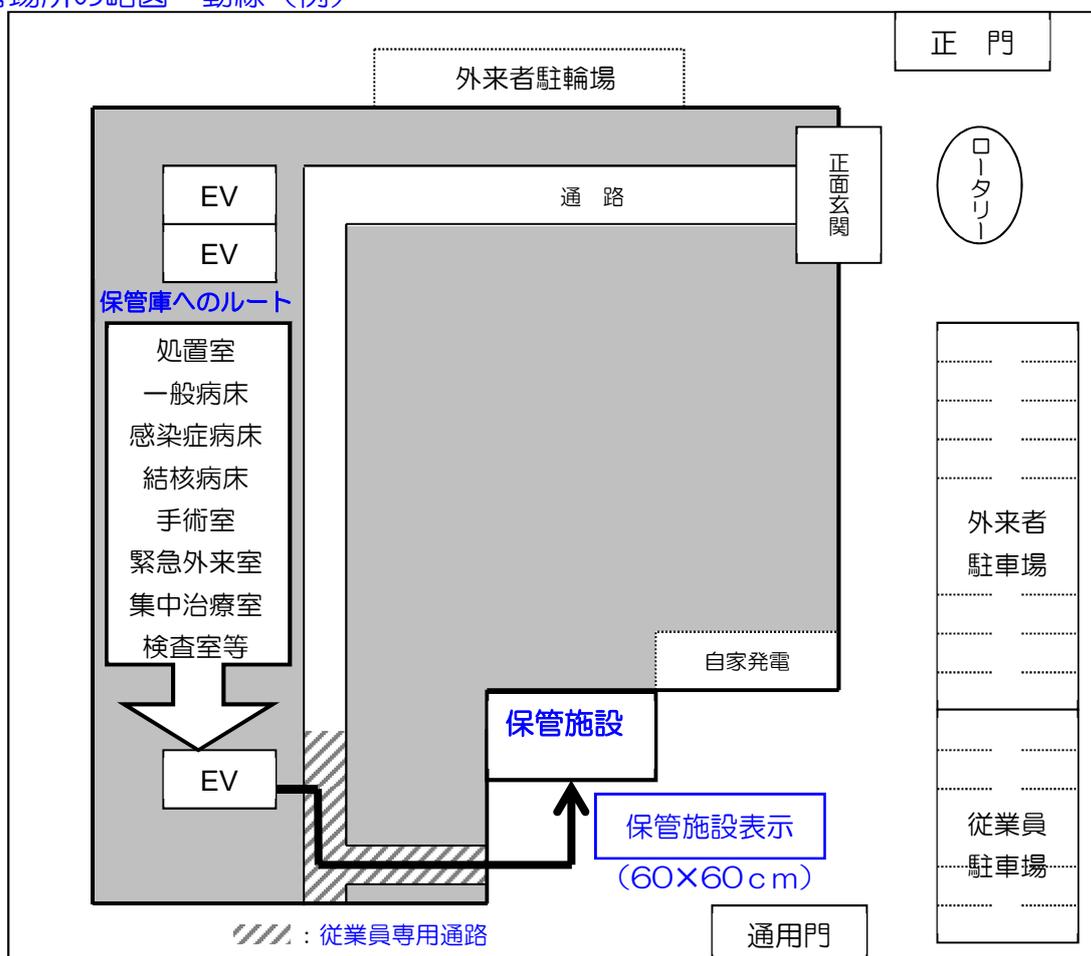
### 3. 保管方法に関する事項

#### (1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

	ポリ容器	注射針専用容器	段ボール箱
材質	ポリエチレン	ポリエチレン	表面撥水性 ポリプロピレン内袋付
寸法	○mm×○mm×○mm	○mm×○mm×○mm	○mm×○mm×○mm
色(例)	白	黄色	褐色
数量	( ) 個	( ) 個	( ) 個

※ 使用数は、月別表を4.(1)などと併せて作成、容器の使用数管理も行うと良い。

#### 保管場所の略図・動線(例)



### 4. 収集・運搬に関する事項

#### (1) 感染性廃棄物の搬出予定

月	1月	2月	……	……	……	12月	計
回数 (回)							
搬出量 (単位：t・m <sup>3</sup> ・kg・l)							

## (2) 中間処理後の残渣の搬出予定

月	1月	2月	……	……	……	12月	計
回数 (回)							
搬出量 (単位：t・m <sup>3</sup> ・kg・l)							

※（中間処理方法；医療廃棄物専用焼却炉からの処理灰は、熔融炉で熔融、マテリアルリサイクルをしている。）

## 5. 中間処理に関する事項

### 中間処理の方法

処理方法：焼却	処理能力：50t／日（50 t）	運転時間：24 時間／日
焼却法式	バッチカル炉	
温度	燃焼室：900℃	ガス冷却室出口：℃
排ガス処理設備	（例：アルカリ洗浄）	
焼却灰の熱しゃく減量	%	
排水処理設備	（例：凝集沈殿）	
ダイオキシン類測定結果 (維持管理に伴う測定値)	ng／m <sup>3</sup> （測定日： 年 月 日）	

## 6. 最終処分に関する事項

### 最終処分の方法

埋立処分の種類	管理型最終処分場			
埋立容量等	計画容量：	m <sup>3</sup>	残存容量：	m <sup>3</sup>
排水処理設備	(例；凝集沈殿)			
放流水の分析結果 (維持管理に伴う測定値)				

## 7. 委託処理契約書の確認

### (1) 廃棄物処理委託契約書 (写)

別紙 (略)

### (2) 許可証 (写)

別紙 (略)

#### ① 収集・運搬 (業許可)

契約更新日/許可更新日

(略)

#### ② 中間処理 (業許可、設置許可)

契約更新日/許可更新日

(略)

#### ③ 最終処分 (業許可、設置許可)

契約更新日/許可更新日

(略)

## 8. 減量、リサイクルに関する事項

減量、リサイクルについては、持続可能な社会等の解説の際にも触れますが、企業、医療機関として、廃棄物の適正処理には、その最初の段階に、まず天然資源の消費の抑制があります。そしてこれに続き廃棄物等の3R、すなわち、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) が、その中でも特に優先されます。それに続いて、どうしても廃棄せざるを得ない場合であっても、サーマルリサイクル (熱回収) やマテリアルリサイクル (再資源化、再生使用) で、資源の有効活用に努めるようにすることが重要です。**先進的なリサイクル技術と環境への貢献** <http://www.tgn.or.jp/tokyorp/recycle/index.html> 参照

各企業、医療機関も廃棄物適正処理として、まず資源消費の抑制から始めるべきで、医療器具、保健材料、薬剤なども廃棄物処理法 第3条2にあるような観点から選択すべきです。これらを処理計画として、毎年見直しが必要と考えます。

### (事業者の責務)

**第3条 事業者〔医療機関・一般企業〕は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。〔汚染者負担の原則〕**

#### 第3条の2

**2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。**

〔拡大生産者の原則〕

今回は、廃棄物の処理計画と管理体制について、解説しました。企業、医療機関は、規模の大きさが違い、処理と管理体制としながら例示にとどまりました。診療所などの小規模医療機関においても、これらを参考に、医療機関従事者が、感染性廃棄物他について、共通の認識を持つべきと考えます。そして理想的には、企業、医療機関は、処理業者と同等で良きパートナーとして、共通の価値観を持って、情報の共有・透明性を保ち、誠意ある関係を保つべきと考えます。このような観点からも、リスクマネジメントからも、今後の排出事業者責任の各項目について、各企業、医療機関の特徴に合わせた対応をぜひお考えください。

次回は、管理体制の一環としての役割分担、徹底・実践のための教育について解説予定です。

### 第 108 回 セルフアセスメント

第 108 回の解説の中から設問を用意しました。もしご興味がおありでしたら、お答えください。解答は次回といたします。

1. 針刺し事故等について、( ① ) からマニュアルを用意した対応体制ができていない場合は、まだまだ少ないのが現状です。  
( ② ) の立場からは、( ③ ) を作成し、B型肝炎ワクチンの処理業者への接種を始め、平常時の感染防止委員会などとの関連を持った、感染性廃棄物の適正処理を進めるべきです。

### 第 107 回 セルフアセスメント 解答

1. 排出事業者責任は、( ① 初期段階 ) の事項が意外に多く、現在処理が進んでいる場合であっても、一度、ここで解説していく ( ② 排出事業者責任 ) の 25 項目の ( ③ 自己評価表 ) で示す廃棄物処理法を理解した上で正確に見直しをすることが必要です。

#### [引用・参考文献]

1. 総務省行政管理局政管理局、法令データ提供システム  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0137.html>
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>
3. 環境省、廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要、  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/ref01.pdf>
4. Funai Souken、排出元の為の廃棄物管理、<http://sanpai-web.com/knowledge/>
5. 環境省、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 平成 16 年 3 月改訂、  
産業廃棄物問題研究会・日本産業廃棄物処理振興センター、2004 (平成 16) 年. 5 月
6. 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室、医療廃棄物ガイドライン、中央法規出版、1991 (平成 3) 年 4 月
7. 環境省、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 平成 29 年 3 月改訂、  
<https://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>